

空家等の対応状況
—令和7年7月25日現在—

※()内は令和7年5月28日現在

対応状況	受付件数 1338棟(1321棟)	
	対応済 1015棟(1009棟) 内訳: 居住者有 202棟(202棟)、更地 347棟(345棟)、区の指導内容等に対し、所有者等が履行したもの 466棟(462棟)	対応中 323棟(312棟)



空家対策内訳	現場確認済		登記情報調査	固定資産税情報照会	通知送付	立入調査	助言・指導	
							法13条1項	法22条1項
	1329棟 (1310棟)		1225棟 (1216棟)	1006棟 (1000棟)	839棟 (812棟)	148棟 (148棟)	1棟 (0棟)	82棟 (81棟)
	勧告		命令事前通知	命令	戒告	代執行令書	行政代執行	
	法13条2項	法22条2項						
	—	46棟 (46棟)	14棟 (14棟)	8棟 (8棟)	2棟 (2棟)	2棟 (2棟)	1棟 (1棟)	

※勧告には、令和5年の法改正に伴う再勧告4棟を含む。
※令和5年の法改正前の規定により認定等行われたものを含む。

- 更地
所有者等が建物を解体して更地になった棟数
- 区の指導内容
樹木や植物の伐採、枝の剪定、建物の修繕、門扉等の施錠及び害虫の駆除等
- 対応中
以下(1)～(3)の合計である。
(1)所有者等調査中である棟数
(2)所有者等に対し、法に基づく通知や指導等を行った結果、建物を適切に管理し始めたが、経過観察中である棟数
(3)所有者等に対し、法に基づく通知や指導等を行ったが、区の指導等に従わず、改善しない棟数
- 登記情報調査
所有者確認のため土地・建物の登記簿を取寄せた棟数
- 固定資産税情報照会
納税義務者等を都税事務所に照会した棟数
- 通知送付
空家等の所有者に、文書で管理状況等を問い合わせた棟数
- 「法」とは空家等対策の推進に関する特別措置法
- 法13条1項及び2項は管理不全空家等に対する措置、法22条1項及び2項は特定空家等に対する措置